

平成 28（2016）年 年 頭 所 感

日本商品先物取引協会 会長 荒井史男

明けましておめでとうございます。

皆様には、お健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

皆様ご案内のとおり、商品先物取引業界はこの数年、平成 23 年に施行された改正商品先物取引法によって導入された不招請勧誘規制の緩和を強く要望してまいりましたが、昨年 6 月に、「顧客保護に留意しつつ市場活性化の観点から検討を行う」とした内閣の規制改革実施計画を踏まえた主務省の省令改正によりその一部緩和の実現を果たしました。

そもそも、不招請勧誘規制が導入されたのは、過去の苦情の頻発による業界の社会的信頼の低下にその原因があります。日商協では、この社会的信頼の回復のために、平成 16 年、18 年、21 年の法改正による勧誘規制の強化に応じた自主規制ルールの見直しや、会員各位のご協力のもと、数次にわたる各種プログラムを実行してまいりました。

これらによって、会員の内部管理体制の整備が進み、コンプライアンス水準が大幅に向上いたしました。その帰結として苦情等の発生件数は大幅に低下し、日商協の相談センターが扱った件数はピーク時から 95%も減少しております。

不招請勧誘規制の一部緩和の背景には、このような実績と相俟って、業界が着実に社会的な信頼を取り戻しつつある実態があるからだと考えています。

この過程において、会員各位には様々なご尽力やご苦勞、新たな取り組みの工夫などがあったことと承知しております。これまでのご協力に感謝を申し上げますとともに敬意を表します。

一方で、社会的信頼の向上への取り組みに終わりではなく、常に前進しなければなりません。この規制緩和に対して強い反対意見が出されたことも忘れてはならず、業界に対する信頼、評価の向上に引き続き取り組んでいく必要があると考えております。

日商協としては、ここ数年取り組んでいる商品デリバティブ取引の社会的信頼性向上、会員のコンプライアンス向上の支援、その中でもデリバティブ取引の種類及び取引形態を

踏まえた自主規制の実施、投資家との接点となる外務員の資質向上といった施策に重点を置き、不招請勧誘規制の緩和によりトラブルが増加することのないよう事業を実施していく所存です。

具体的には、日商協では、平成 24 年から「コンプライアンス体制の確立」及び「外務員の資質向上」などを目的とした「コンプライアンス体制確立プログラム」に取り組んでまいりましたが、昨年 11 月に本プログラムは所期の目的を達成したと判断して廃止し、今後は本プログラムの実践と経験を踏まえて、これらの課題は日常的な事業活動において取り組むこととしました。

そして、次のステージに進むための恒常的な仕組みとして、新たに「内部管理責任者制度」を創設し、本年 7 月から開始することにいたしました。

この「内部管理責任者制度」は、会員に画一的な内部管理体制の構築を求めるものではなく、会員それぞれのビジネスモデルに沿った適切な内部管理体制の整備・運用を標準化することにより、会員自らの手で常に問題を拾い上げ、効果をあげていくことを狙っております。会員各位におかれましては、引き続き、業界の社会的信頼の向上のために、日商協の事業に対するご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、国内における商品先物取引市場の昨年の出来高及び取組高を見れば、「東京ゴールドスポット 100」の開始などの諸々の市場振興策によって、長らくの低迷から脱しつつあるように思えます。今後は、4 月に予定される電力自由化を見据えて検討されてきた電力先物の上場や、コメ先物の本上場の実現等により市場の一層の活性化が望まれるところであります。

この新しい 2016 年が、商品先物取引業界が活力のあふれる魅力的な業界へと飛躍し、今後の揺るぎない発展に向けたスタートの年となることを強く期待いたします。

最後になりましたが、皆様の益々のご発展とご多幸を心よりお祈り申し上げまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。